

○医薬部外品たるマット剤の殺虫剤の承認申請上の取扱いについて

(平成13年8月6日)

(医薬審発第1213号)

(各都道府県薬務主管部(局)長あて厚生労働省医薬局審査管理課長通知)

マット剤の殺虫剤については平成6年11月8日薬審第960号厚生省薬務局審査課長通知「医薬部外品たるマット剤の殺虫剤の承認申請上の取扱いについて」により取り扱ってきたところであるが、「電気用品取締法(昭和36年法律第234号)」が改正され「電気用品安全法」となり、本年4月1日から施行されたことにあわせ、同通知の一部を下記のとおり改め、本日より適用することとしたので、御了知の上、貴管下関係業者に対し周知徹底方御配慮願いたい。

記

記の1中「電気用品取締法に基づき甲種電気用品として通商産業省より型式認可を受けている」を「電気用品安全法に基づき、事業について型式区分に沿った届出を行った事業者により製造(輸入販売)されるものであって、技術上の基準に適合している」に改める。